

改正 平成29年7月21日規則第79号 令和元年6月25日規則第15号
令和3年11月19日規則第86号

神奈川県遺伝子組換え作物交雑等防止条例施行規則をここに公布する。

神奈川県遺伝子組換え作物交雑等防止条例施行規則

(条例第2条第1号の規則で定める作物)

第1条 神奈川県遺伝子組換え作物交雑等防止条例（平成22年神奈川県条例第13号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する規則で定める作物は、別表に掲げる作物とする。

(交雑等防止基準)

第2条 条例第3条第1項に規定する交雑等防止基準のうち、遺伝子組換え作物と一般作物とが交雑すること（以下「交雑」という。）を防止するための交雑等防止基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 開放系栽培に係る播（は）種又は移植の時期から開花の終期（開花の終期前に遺伝子組換え作物を除去する場合にあっては、その時期。次号において同じ。）までの間、次に掲げる遺伝子組換え作物に係る開放系栽培を行う圃（ほ）場又は施設（以下「圃場等」という。）と当該遺伝子組換え作物と交雑のおそれがある一般作物を栽培する圃場等との間の距離を、それぞれ直線距離で次に定める距離以上確保すること。ただし、当該距離以上の距離を確保することができないことにつきやむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。

ア 大豆 10メートル

イ 稲 30メートル

ウ 西洋菜種（組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手續（平成12年厚生省告示第233号）第3条第1項の規定による安全性の審査及び組換えDNA技術応用飼料及び飼料添加物の安全性に関する確認の手續（平成14年農林水産省告示第1780号）第3条第1項の規定による確認がなされたものに限る。） 600メートル

(2) 前号アからウまでに掲げる遺伝子組換え作物以外の遺伝子組換え作物及び同号ただし書の場合における同号アからウまでに掲げる遺伝子組換え作物に係る開放系栽培にあっては、当該開放系栽培に係る播種又は移植の時期から開花の終期までの間、当該開放系栽培を行う圃場等と当該遺伝子組換え作物と交雑のおそれがある一般作物を栽培する圃場等との間の距離についてできる限り長距離を確保し、かつ、当該遺伝子組換え作物に関し次のいずれかの措置を執ること。

ア つぼみの除去、遺伝子組換え作物の刈取りその他の花粉の生成を防止するための措置

イ 除雄（花の雄性機能を除くことをいう。）、防風網の設置、防虫網による被覆その他の花粉の飛散又は昆虫等による花粉の運搬を防止するための措置

ウ 播種期又は移植期の調整その他の当該遺伝子組換え作物と交雑のおそれがある一般作物の通常想定される開花期とその開花期とを重複させないための措置

(3) 花粉の飛散により交配する遺伝子組換え作物に係る開放系栽培にあっては、開花期に風速25メートル毎秒以上の風が予想されるときは、あらかじめ前号ア又はイのいずれかの措置（防虫網による被覆その他の昆虫等による花粉の運搬を防止するための措置を除く。）を執ること。ただし、風の影響を受けない施設内において当該遺伝子組換え作物に係る開放系栽培を行う場合にあっては、この限りでない。

第3条 条例第3条第1項に規定する交雑等防止基準のうち、遺伝子組換え作物が一般作物に混入することを防止するための交雑等防止基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 開放系栽培に係る種苗の管理に関し次に掲げる措置を執ること。

ア 専用の保管施設の設置、専用の運搬器具の使用、開放系栽培に係る遺伝子組換え作物が混入するおそれがある一般作物（以下この条において「要区分一般作物」という。）の播種期又は移植期の調整その他の当該開放系栽培に係る種苗を要区分一般作物の種苗と区分して保管し、及び管理するために必要な措置

イ 要区分一般作物を栽培する圃場等を経由しない運搬経路の設定、専用の一時保管場所又は作

業場所の設置その他の要区分一般作物を栽培する圃場等に当該開放系栽培に係る種苗を散乱させないために必要な措置

ウ 侵入防止柵又は防鳥網の設置その他の鳥獣の侵入を防止するために必要な措置

(2) 開放系栽培に係る収穫物（試験研究を目的とする開放系栽培にあつては、当該試験研究に用いる部位。以下この項並びに次条第2項第4号及び第5号において同じ。）の管理に関し次に掲げる措置を執ること。

ア 専用の保管施設の設置、専用の運搬器具の使用その他の開放系栽培に係る収穫物を要区分一般作物の収穫物と区分して保管し、及び管理するために必要な措置

イ ふた付きの容器の使用、容器の運搬器具への固定その他の開放系栽培に係る収穫物の搬出、運搬等の際の落下を防止するために必要な措置

(3) 開放系栽培に係る収穫物以外の部位の焼却、破碎、堆肥化その他の当該部位を不活化するために必要な措置を執ること。

(4) 開放系栽培に使用する用具、機械器具及び施設の管理に関し次に掲げる措置を執ること。

ア 開放系栽培に使用した衣服、靴、機械器具等に付着している土、種苗等の除去その他の当該開放系栽培に係る圃場等以外の場所への遺伝子組換え作物の落下を防止するために必要な措置

イ 専用の機械器具及び施設（以下「機械器具等」という。）の使用又は機械器具等（機械器具の部品を含む。）の定期的な洗浄若しくは清掃

(5) 開放系栽培に係る収穫物の収穫後1年間は、当該開放系栽培を行った圃場等において要区分一般作物を栽培しないこと。ただし、当該遺伝子組換え作物の栽培に関し次のいずれかの措置を執った場合は、この限りでない。

ア つばみの除去、遺伝子組換え作物の刈取りその他の種子を生じさせない措置

イ 開放系栽培を行った圃場の土壌を当該開放系栽培に係る収穫物の収穫後速やかに消毒することその他の圃場等に残存する種子の発芽を防止するための措置

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める措置を執ることを要しない。

(1) 開放系栽培を行おうとする者（その者が当該開放系栽培に係る圃場等を他の者と共同で使用しようとする場合にあつては、当該他の者を含む。第4号において同じ。）が要区分一般作物の種苗の保管及び管理並びに要区分一般作物の栽培を行わない場合 前項第1号アに掲げる措置

(2) 鳥獣が侵入するおそれがない施設で開放系栽培を行う場合 前項第1号ウに掲げる措置

(3) 収穫物の収穫を目的としない開放系栽培の場合 前項第2号に掲げる措置

(4) 開放系栽培を行おうとする者が要区分一般作物の収穫物の保管及び管理並びに要区分一般作物の栽培を行わない場合 前項第2号アに掲げる措置

3 試験研究の目的以外の目的で行う開放系栽培にあつては、第1項第4号に掲げる措置（当該開放系栽培に係る播種期、移植期及び収穫期における当該措置を除く。）を執ることを要しない。ただし、当該措置を執らない場合は、当該措置に準ずる措置を執るように努めなければならない。

（開放系栽培の計画の届出）

第4条 条例第4条第1項の規定による届出は、開放系栽培計画届出書（第1号様式）により行わなければならない。

2 条例第4条第1項第10号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開放系栽培に係る遺伝子組換え作物の遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）第4条第1項の規定による承認の状況並びに組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続第3条第1項の規定による安全性の審査及び組換えDNA技術応用飼料及び飼料添加物の安全性に関する確認の手続第3条第1項の規定による確認の有無

(2) 開放系栽培の作業工程

(3) 開放系栽培に使用する機械器具等の概要及び導入計画

(4) 開放系栽培に係る収穫物の出荷又は販売の有無及び出荷又は販売をしない収穫物がある場合にあつては、その収穫物の使用の方法

(5) 開放系栽培に係る収穫物の収穫後（収穫の目的以外の目的で行う開放系栽培にあつては、その目的の達成後）の当該開放系栽培を行った圃場等の使用の方法

(6) 条例第11条第1項に規定する応急の措置に係る事項

(条例第5条第4項の規則で定める地域等)

第5条 条例第5条第4項に規定する規則で定める地域は、次の各号に掲げる遺伝子組換え作物の種類に応じ、当該遺伝子組換え作物に係る開放系栽培を行う圃場等からの直線距離が当該各号に定める距離以内の範囲の地域とする。

- (1) 大豆 10メートル
- (2) 稲 30メートル
- (3) その他の遺伝子組換え作物 600メートル

2 条例第5条第4項に規定する規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 開放系栽培に係る圃場等を他の者と共同で使用する場合にあっては、当該他の者
- (2) 開放系栽培に係る作業を他の者と共同で使用する機械器具を用いて行う場合にあっては、当該他の者
- (3) 条例第5条第2項に規定する届出栽培者（以下「届出栽培者」という。）が開放系栽培を行う圃場等の所有権を有しない場合にあっては、当該圃場等の所有権を有する者（法人にあっては、その代表者）
- (4) 一般作物を業として栽培する者が前項各号に掲げる遺伝子組換え作物の種類に応じ、それぞれ直線距離で当該各号に定める距離の範囲内における当該栽培に係る圃場等の所有権を有しない場合にあっては、当該圃場等の所有権を有する者（法人にあっては、その代表者）
- (5) 開放系栽培を行う圃場等が所在する市町村の長、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第35条の3第1項に規定する農業協同組合の代表理事、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第1項に規定する土地改良区の理事及び農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第5条第1項に規定する農業委員会の会長

(責めに帰することができない事由等)

第6条 条例第6条第2項に規定する届出予定者（同条第1項に規定する届出予定者をいう。以下この条において同じ。）の責めに帰することができない事由であって規則で定めるものは、次に掲げる事由とする。

- (1) 天災、交通の途絶その他の不測の事態により条例第6条第1項に規定する説明会（次号において「説明会」という。）の開催が不可能であること。
- (2) 届出予定者以外の者により説明会の開催が故意に阻害されることによって説明会を円滑に開催できないことが明らかであること。

2 条例第6条第2項後段の規定による周知は、条例第5条第4項に規定する周辺農業者等に対して開放系栽培の計画の写しを送付する方法又は次に掲げる方法のうち少なくとも2以上の方法により行わなければならない。

- (1) 開放系栽培の計画の概要を前条第1項各号に掲げる遺伝子組換え作物の種類に応じ、それぞれ直線距離で当該各号に定める距離の範囲内にある掲示板に掲示する方法
- (2) 開放系栽培の計画の概要を日刊新聞紙に掲載する方法
- (3) 開放系栽培の計画を届出予定者のホームページに掲載する方法

(変更の届出)

第7条 条例第7条第1項又は第4項の規定による届出は、開放系栽培計画届出事項変更届出書（第2号様式）により行わなければならない。

2 条例第7条第1項ただし書に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開放系栽培の期間（期間を短縮する場合に限り、当該開放系栽培を廃止する場合を除く。）
- (2) 開放系栽培を行う圃場等の規模（規模を縮小する場合に限る。）
- (3) 条例第3条第1項に規定する交雑等防止措置（執るべき交雑等防止措置を追加する場合に限る。）

(開始等の届出)

第8条 条例第9条の規定による届出は、開始、廃止、休止又は再開に係るものあっては開放系栽培開始（廃止・休止・再開）届出書（第3号様式）により、終了に係るものあっては開放系栽培終了届出書（第4号様式）により行わなければならない。

2 前項の開放系栽培終了届出書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 条例第4条第1項第1号から第3号まで、第6号及び第8号に掲げる事項
- (2) 第4条第2項第2号、第4号及び第5号に掲げる事項
- (3) 開放系栽培を行った圃場等の所在地
- (4) 開放系栽培を行った圃場等の規模及び構造
- (5) 開放系栽培に係る交雑等防止措置の実施状況
- (6) 開放系栽培に使用した機械器具等

(交雑の有無の調査)

第9条 条例第10条第1項に規定する調査は、開放系栽培に係る遺伝子組換え作物と交雑のおそれがある一般作物であって当該調査のために用いるもの（以下この条において「指標作物」という。）を、次の各号に掲げる交雑を防止するために必要な措置（以下この項において「交雑防止措置」という。）を執る場合に依り、当該各号に定める方法により栽培し、当該栽培された指標作物から人為的に導入された核酸を有する遺伝子（次項において「人為的組換え遺伝子」という。）が検出されるか否かを確認する方法による調査とする。

- (1) 第2条第1号に掲げる交雑防止措置を執る場合 同号アからウまでに掲げる遺伝子組換え作物の種類に応じ、それぞれ直線距離で同号アからウまでに定める距離以上の距離を確保した場所において、当該遺伝子組換え作物と交雑のおそれがある一般作物の通常想定される開花期と重複するように栽培する方法
- (2) 第2条第2号に掲げる交雑防止措置を執る場合 第5条第1項各号に掲げる遺伝子組換え作物の種類に応じ、それぞれ直線距離で当該各号に定める距離の範囲内で、当該遺伝子組換え作物と交雑のおそれがある一般作物を栽培する場所と当該遺伝子組換え作物を栽培する場所との間の場所において、当該遺伝子組換え作物と交雑のおそれがある一般作物の通常想定される開花期と重複するように栽培する方法

2 前項の規定による確認は、次の各号のいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 前項の規定により栽培した指標作物の種子1万粒を抽出（キセニア現象（植物を交配した場合において、一方の植物の花粉の性質が即時に他方の植物の種子の胚乳に現れる現象をいう。以下この号において同じ。）を生ずる指標作物で、種子を抽出する時期に視覚により明確に識別できるキセニア現象を生じているものにあつては、その種子を抽出）し、次のいずれかにより確認する方法

ア ポリメラーゼ連鎖反応法（デオキシリボ核酸ポリメラーゼの反応を繰り返し起こさせることで、デオキシリボ核酸の特定の配列部分を大量に増殖させる方法をいう。）その他の人為的組換え遺伝子を検知することができる方法

イ 薬剤耐性の有無を確認する方法（人為的組換え遺伝子の特性により薬剤耐性を有することとなった遺伝子組換え作物に係る確認を行う場合に限る。）

ウ 酵素免疫測定法（抗原抗体反応を利用してたんぱく質等の抗原の濃度を測定する方法をいう。）その他の人為的組換え遺伝子によって生じたたんぱく質を検知することができる方法

- (2) その他交雑の有無を確認することができる科学的な検知方法

(その他の遵守事項)

第10条 条例第12条第1号の規定による標識の設置は、第5号様式により行うものとする。

2 条例第12条第2号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開放系栽培に係る作業工程
- (2) 開放系栽培に係る収穫物の管理、出荷、販売及び使用の状況

(身分証明書)

第11条 条例第16条第3項に規定する証明書の様式は、第6号様式のとおりとする。

2 条例第17条第2項に規定する証明書の様式は、第7号様式のとおりとする。

附 則

この規則は、平成23年1月1日から施行する。

附 則（平成29年7月21日規則第79号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年6月25日規則第15号）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和3年11月19日規則第86号）
この規則は、公布の日から施行する。

別表（第1条関係）

名称	種類
カーネーション	<p>(1) 青紫色カーネーション123.2.2 (F3'5'H, DFR, <i>Dianthus caryophyllus</i> L.) (OECD UI: FLO-40619-8)</p> <p>(2) 青紫色カーネーション11 (F3'5'H, DFR, <i>Dianthus caryophyllus</i> L.) (OECD UI: FLO-07442-5)</p> <p>(3) 青紫色カーネーション11363 (F3'5'H, DFR, <i>Dianthus caryophyllus</i> L.) (OECD UI: FLO-11363-2)</p> <p>(4) 青紫色カーネーション123.2.38 (F3'5'H, DFR, <i>Dianthus caryophyllus</i> L.) (OECD UI: FLO-40644-6)</p> <p>(5) 青紫色カーネーション123.8.8 (F3'5'H, DFR, <i>Dianthus caryophyllus</i> L.) (OECD UI: FLO-40685-2)</p> <p>(6) 青紫色カーネーション (F3'5'H, DFR, surB, <i>Dianthus caryophyllus</i> L.) (123.8.12, OECD UI: FLO-40689-6)</p> <p>(7) 青紫色及び除草剤クロロスルフロン耐性カーネーション (F3'5'H, DFR, dsDFR, surB, <i>Dianthus caryophyllus</i> L.) (25958, OECD UI: IFD-25958-3)</p> <p>(8) 青紫色及び除草剤クロロスルフロン耐性カーネーション (F3'5'H, Cyt b₅, surB, <i>Dianthus caryophyllus</i> L.) (26407, OECD UI: IFD-26407-2)</p> <p>(9) 青紫色及び除草剤クロロスルフロン耐性カーネーション (F3'5'H, DFR, surB, <i>Dianthus caryophyllus</i> L.) (11363, OECD UI: FLO-11363-2)</p>
バラ	<p>(1) フラボノイド生合成経路を改変したバラ (F3'5'H, 5AT, <i>Rosa hybrida</i>) (WKS82/130-4-1, OECD UI: IFD-52401-4)</p> <p>(2) フラボノイド生合成経路を改変したバラ (F3'5'H, 5AT, <i>Rosa hybrida</i>) (WKS82/130-9-1, OECD UI: IFD-52901-9)</p>
ファレノプシス	<p>(1) 青紫色ファレノプシス (CcF3'5'H, <i>Phalaenopsis Wedding Promenade</i>) (311NR, OECD UI: ISK-311NR-4)</p>